

駐留軍用地特措法に基づく裁決申請等について (嘉手納飛行場)

- 1 沖縄県に所在する米軍施設・区域内の民公有地については、土地所有者と賃貸借契約を締結の上使用することを基本と考え、常々、合意が得られるよう努めているところですが、土地所有者から賃貸借契約の合意が得られない土地については、やむを得ず、駐留軍用地特措法に基づき使用しています。
- 2 現在、同法による裁決に基づき使用している米軍施設・区域のうち、嘉手納飛行場の一部土地(2名、5筆)については、令和3年9月30日に沖縄県収用委員会の裁決(平.28.8.18付)で定められた使用期間が満了することとなります。
- 3 これら土地は、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要がありますが、その使用については、土地所有者の方々との賃貸借契約の合意が得られる見込みがないことから、当局は、令和元年10月以降、駐留軍用地特措法に基づく使用権原を取得するための手続を進めているところであります。
- 4 本日、所要の準備が整ったことから、同法に基づき、沖縄県収用委員会に使用の裁決申請及び明渡裁決の申立てを行いました。

手続対象土地の概要

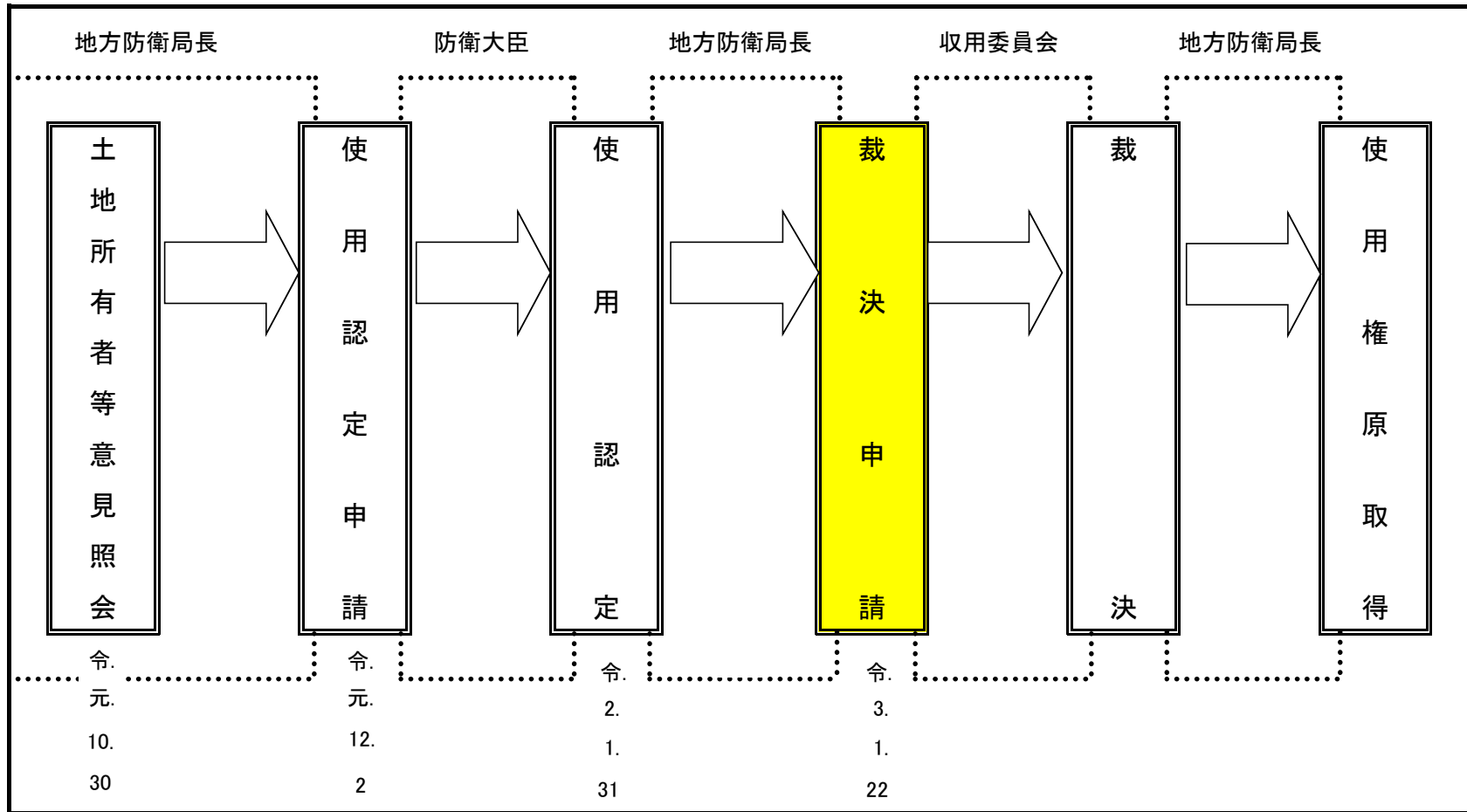
施設名	所有者(名)	筆数(筆)	面積(m ²)
嘉手納飛行場	2	5	4,732
合計(1施設)	2	5	4,732

※ 面積については、1 m²未満を四捨五入により整理している。

- 添付資料：1 駐留軍用地特措法手続等概略図
2 駐留軍用地特措法第14条により適用される土地収用法【読替後】(抄)

連絡先：沖縄防衛局管理部施設取得第1課用地調整室
比嘉 順一郎、許田 盛長
098-921-8131 (内線481, 483)

駐留軍用地特措法手續等概略図



駐留軍用地特措法第 14 条により適用される土地収用法【読替後】

(抄)

(収用又は使用の裁決の申請)

第三十九条 地方防衛局長は、土地等の使用又は収用の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2～3 略

(収用又は使用の裁決)

第四十七条の二 略

2 略

3 明渡裁決は、地方防衛局長、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4 略